

第4回 門真市幼児教育振興検討委員会 議事録

『門真市における今後の幼児教育のあり方』について、門真市幼児教育振興検討委員会に審議をいただいております。

第4回の委員会での議事の要点は、次のとおりです。

開催日時：平成20年1月31日(木)午後3時～5時00分

会場：門真市民プラザ教育センター 会議室A

出席委員数：12名/12名

議事

1. 開催要件の確認、第3回委員会議事録配布

事務局：半数以上の出席により、会議が成立したことを確認

第3回委員会議事録を配布し、各委員に目を通していただく。

2. 会議の公開・非公開決定

議長：本日、傍聴人はおられますか。

事務局：傍聴者はおられません。

議長：では、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

3. 資料説明

資料7 『門真市幼児教育振興検討委員会(第3回終了時点での中間まとめ)』

事務局：第3回終了時点での現状と課題について、課題のみ報告させていただきます。

子育て支援について

- ・子育て支援の定義・その目的・意義を明確にすること
- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定を受けて、それに基づいた子育て支援のあり方を考える
- ・公立幼稚園における子育て支援の一本化(どこの幼稚園でも質・量ともに同様の子育て支援を行う)
- ・地域の子育て支援センターとしての保育所・幼稚園はどのような役割を果たしていかなければならないのか

就学前における特別支援教育について

- ・就学前から障害のある幼児と共に育つ保育の保障
- ・人員の問題、財政面での問題について
- ・障害の認定をどうするか
- ・障害について、保護者への啓発をどう行うか

連携・交流について

- ・地域との交流を進める際の、園側の姿勢はどうあるべきか
- ・公立幼稚園、私立幼稚園、保育所のネットワークをどうつくっていくか
- ・幼・保・小の連携・交流の構築

保育の内容について

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定を受けて、本市の幼児教育のあり方を考える

今後3回目以降の委員会の議題についての予定について

- ・第4回(子育て支援という連携のあり方について)

- ・第5回（地域連携による子育て、就学前の特別支援教育について）
- ・第6回（保育内容の充実について）
- ・第7回以降
（就園率の問題、充実した保育が行われるための適正規模及び適正配置、
厳しい財政下での幼稚園運営のあり方）

4．資料に対する質疑応答

（質問は無し）

5．子育て支援について、委員長からの説明と提言等

資料8「保育所保育指針（素案）」

資料9「幼保の共通カリキュラムの考え方」について（早川委員長論文）

資料10「中教審答申」よりの抜粋

議長：昨年8月3日、厚生労働省から保育所保育指針の素案が出て、また今年の1月17日に中央教育審議会から「学習指導要領の改善について」が文部科学大臣に答申されました。この答申を受けて、教育課程審議会ですべて具体的な文章作りがされ、幼稚園教育要領の素案が出てくることとなります。幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を重ねていこうということで、厚労省と文科省の専門部会が合同で審議を重ね、できるだけ内容が整合性あるものにしていこうという前提のもとに作業がされています。にもかかわらず、幼稚園教育要領の方はまだできていません。

また、今回の保育所保育指針は厚生労働大臣の告示という形になります。これまでの保育指針は一定のガイドラインであったものですが、法律に準ずるものとなり、ある程度強制性というものが生まれてきます。

問題になってくるのは「認定子ども園」です。これは保育所機能と幼稚園機能を統合したものでありますから、そこでどんな保育をするのかといったときに保育所保育指針と幼稚園教育要領が違っていたら、混乱するわけです。

「認定子ども園」のことを考えると幼稚園教育要領と保育所保育指針は、内容的には両者の一体化が強く目指されているわけです。1月17日に出された答申の基本的な考え方にも、子育て支援と預かり保育について、幼稚園教育要領ではかなりきちっとやっていこうとしているようです。

以下、「学習指導要領の改善について」の幼稚園の「改善の基本方針」について説明

改善の具体的事項

発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

(A) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

(B) 体験と言葉の重視など子どもや社会の変化に対応した幼稚園教育の充実

幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実

子育て支援と預かり保育の充実

議長：門真市ではすでに預かり保育はしているのでしょうか。

事務局：公立幼稚園では、やっておりません。

議長：預かり保育について、改善の具体的事項の中で「教育課程に係わる活動の担当者」と預かり保育担当者が緊密な連携を図ること」となっていますが、私立については別に専門的に係わる人を採用しているのでしょうか。

委員：園によってそれぞれ異なっていると思います。私どもでは、先生たちの中で預かり保育を担当しています。

議長：私立幼稚園の場合、コストの問題や緻密な連携を考えてみても、幼稚園教育の中で矛盾なくいくわけです。

しかし、公立幼稚園の場合はやっかいですね。行政が預かり保育をした場合、保育活動であり教育活動ではない、という問題がある。

またその時間帯だけの指導を免許のある保育士だけにまかせる場合、綿密な連携を組まないと不自然な預かり保育（一時預かりのような）になり、これは危険になってきます。

小学校の場合も学童保育と必ずしも連携しているわけではない。学校という枠の中で「共に育つ」という教育的効果があるにもかかわらず、現実には連携されていないだろうと思います。

門真市の学童保育は、教育委員会管轄ですか。

事務局：子育て支援課になりつつあります。

議長：今日は子育て支援について、具体的にどう考えたらいいのか、中身を少し整理していこうと思います。

今回の保育指針は従来のものでどこが違うのか。まず、保育指針の第2章「子どもの発達」と第3章「保育の内容」の2つの章立てになったこと、また「保育のねらい及び内容」も「養護に関するねらい及び内容」と「教育に関するねらい及び内容」に分けて整理されています。

一方、幼稚園教育要領との関係でみますと、例えば「人間関係」の部分の内容は幼稚園教育要領のこれまでの柱立てとほぼ一致しています。つまり、幼稚園教育要領の内容を保育指針がそのままかぶせて採用しているわけです。そして第6章が今日のテーマに関係してまして、「保護者に対する支援という項目が新たに章としてあげられました。確認していくためにも、みんなで読んでいきたいと思います。

委員：第6章保護者に対する支援
保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり、その専門性をいかした子育て支援の役割は、特に重要なものである。・・・

1．保育所における保護者に対する支援の基本

議長：「保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり」の部分は、留意・配慮すべき事項ではなくて、保育所の仕事・役割であると明確にしたというのが今回の特徴だと考えています。

委員：2．保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

議長：保育時間の延長については、前回の報告でもありましたが、夜間の保育について公立でも私立でも普通の保育所ではしていません。しかし、ここでは「夜間の保育を実施する場合には」と書かれています。夜間の保育は、この門真市では無認可でやっているのでしょうか。

事務局：民間でされていると聞きますが、具体的にはわかりません。

副議長：無認可でやっているところが多いと思います。自治体によっては公立でやっているところもあります。夜間ではないですが、最大8時ぐらいまでですね。大

抵は私立ですね。

議 長：無認可に対しての援助は。

事務局：認可外でも市が援助しているところもありますが、門真市の認可外の保育施設では、夜間保育はされていないと聞いております。

議 長：病児・病後児の保育を専門に担当しているところはありますか。

事務局：本市ではありません。

議 長：病院内の保育所はありますか。

事務局：本市ではありません。

議 長：つまり、門真市では財政上の問題もあって、今のところ夜間保育、病児・病後児の保育はしていないということになります。次に「発達障害等の障害がある場合、関係機関と連携して・・・」とありますが、門真市ではどこになるのでしょうか。

委 員：保健福祉センターになります。

議 長：虐待についての対応する機関は、どこになるのでしょうか。

事務局：虐待等の情報を交流する機関として各種団体で構成されている要保護児童連絡調整会議があります。また、学校や幼稚園・保育所から連絡を受けて対応するところとして、門真市の子育て支援課の家庭児童相談室と大阪府の中央子ども家庭センターが寝屋川市にあります。

議 長：日本では相談員の数が少なくて後手にまわり、深刻な事態になるなどの問題があります。子育て支援もそこまで考えていくと、深刻な問題なのです。つまり、子育て支援も悩みの電話相談ぐらいを考えているかもしれませんが、保育指針ではそれが幼稚園・保育所の業務だと書かれているわけです。

しかし一方で、「夜間保育、病児・病後児の保育もできない、虐待の対応も十分できない」という矛盾があり、ここをどう処理したらいいのかという問題があるわけです。もう一つの問題として、送迎時の対応や連絡・通信があります。朝、登園時に迎える保育士さんと降園時の保育士さんと、その間に保育している保育士さんが違う場合です。保育所としても、家庭との連絡を密にということと連絡帳をやりとりしていますが、果たしてそれだけで子育て支援に事足りるかということなのです。

また早朝保育や延長保育をするときに問題になったのは、保育士の中でローテーションを組んで行うのか、そのときだけのアルバイトで対応するのか。どうすることが子どもの最善の利益になるのかです。

門真市は、どうでしょうか。

委 員：本市は、ローテーションで行っています。

議 長：つまり門真市は、保育士どうしの連携を職員体制として密にやられているということですね。保護者の方の思いはどうでしょうかね。

委 員：親としては、アルバイトの方より先生の方が安心です。

議 長：ところで採用についてお聞きしますが、幼稚園の免許と保育所の免許を持っている人を採用するのでしょうか。

事務局：今のところ、採用はそういうようになっています。

3．地域における子育て支援

議 長：この「地域における子育て支援」の対象は、保育所にも幼稚園にも行ってない0歳から3歳までの未就園児です。園庭開放一つとっても、前の幼稚園の報

告では各園で随分差がありましたが、公立の保育所の園庭開放はどうなっていますか。

委員：大体どこもよく似ておりまして、2ヶ月に1回くらいです。園庭開放も園庭で遊ぶだけでなく、園の行事に参加してもらうこともあります。

委員：当園は毎週火曜日、希望があれば随時行っています。

議長：毎日でもどうぞというところもあるし、形態も様々だし、標準モデルでもって一律に決められませんね。

副議長：他市では子育て支援センターがあって、ほとんど毎日やっているところもあれば、月に何回というところもあります。

議長：門真市では、保育士がいて、親子がつどえて、自由に出入りできるような子育て支援センターはありますか。

事務局：智鳥保育園の子育て支援センターの園庭開放は、火・木・土曜日で1時から4時まで、年間140回行っているという報告を受けています。原則、就学前児童対象でいっしょに遊んだり、相談を受けたりしているようです。

議長：「子育て支援」という場合、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援と地域における子育て支援には内容に違いがあるということ。また入所している子どもの保護者に対する支援も、わざわざ6項目も設けなければならない程、課題があるということだと思います。

次に一時保育について、本市ではどうなっていますか。

事務局：民間の保育所で3園あります。

委員：当園では、予約制で1日10名定員、8:40~4:30、生後6ヶ月から受け入れています。年間2000件ほどあります。一時預かりということで補助金が出ますが、利益を上げることはありません。

副議長：就労時間がからんだ預かり保育で「特定保育」というのがあります。

事務局：門真市では特定保育は行ってないようです。

委員：預かり保育も0歳児から預かっていますので、実際の現場は大変です。しかし、地域の役に立っていると思っていますので、利益が無くても止められませんね。

議長：問題は、例えば公立保育所も統廃合という問題が起こったときに、民間だったら対応できるのに、コストを理由に公立は対応できないということであるなら、いくつかの公立保育所だって民営化しようかという発想も起こってくることになりかねないという気がします。子育て支援というものが、今回こうしてかなり細かく「保育所に入所している保護者に対する支援」と「地域における子育て支援」を整理してできているわけで、子育て支援の一定の方向が出てきたかなと思います。そういうことを踏まえて、どこまで本市として子育て支援を充実していくのか。その場合に保育所が担当するのがベターなのか、幼稚園が担当するのがベターなのか、整理できるのかできないのか、そんな問題もあるような気がします。

早川委員長の資料「幼保の共通のカリキュラムの考え方」についての説明

保育所・幼稚園の役割

家庭・地域社会・幼稚園等の三者による総合的な幼児教育の推進
生活の連続性、発達や学びの連続性

議長：これは、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改定の2本柱です。これからの就学前教育は、従来の幼児保育の機能に加えて、未就園児との交流・地域の子育て家庭への支援、また地域の高齢者との交流・連携、保幼小中の連携および幼

保の一元化の問題など、就学前をとりまく状況はかなり複雑な仕組みになってきています。こういう中で幼稚園・保育所も自分たちが業務を展開していくんだというイメージをもっていく必要があると思います。保育内容も幼・保がカリキュラムをどうお互い連携づけながら作っていくか。基本的にはどんな場で育っても、公立・私立、幼稚園・保育所にかかわらず同じスタイルの子育てを受けて義務教育の場である小学校に上がっていくべきであるという考え方が強く出ています。保育所だから不利だとか幼稚園だから有利ということになれば、やはり子どものそれぞれの場で最善の保育の利益を保障することにはなりにくい。そういう意味でこんな複雑な状態の中で、保育所・幼稚園がどう自分たちの業務を展開していけるのかを考えていかなければならない。

その場合にどうカリキュラムを作っていくのか、保育についてどんな風に見直していったらいいのか。例えば、どちらかと言うと保育所は早朝保育から延長保育までやっていますが、そういう場で育った子どもと、幼稚園で預かり保育までのところで育った子どもの育ちでは、幼小連携を考えていったときにどんな課題が出てくるだろうか。より長くこうした子育て施設で生活した方が子どもの育ちが保障されるのだろうか、逆にそういう長時間の保育を受けたことが子どもの負担やしんどさを生じさせたり、長時間の保育が子どもの育ちに一定の妨げになったりはしないのか、どうなのか。

そのようなことを考えると、やはりそれぞれの時間で子どもの何を育てるのかについて、ていねいに「一つのカリキュラム」を目指していかなければいけないだろう。そのためには保育所・幼稚園が共通の課題をもちながら、検討していかなければと思います。

次回は、地域連携による子育てについて具体的に議論し、第6回では第4回・第5回の議論をふまえて、保育内容の充実とはどういうことなのかを議論していきます。

委員：今日の話聞いていまして、子育て支援というのは子育て力の支援ではないかと思いました。

議長：その通り、子育て力の支援です。基本的には自分の子どもは責任を持って育てるという自覚が必要であって、親の労働条件を満たすためだけにするのは本来の子育て支援ではありません。

10時間も子どもが保育所において、「子どもが幸せなの？」これは本当に子どもを支援していることになるのかどうか。子どもの犠牲の上に労働が成り立っているのではいけない。保育所が子どもの負担の場ではなくて、子どもが長時間いてもそこで子どもたちが豊かに育つ条件を保障していくような場でないといけないだろうと思います。

それでは特に皆さん方からのご意見がないようでしたら、これで終了します。

事務局：長時間のご審議、誠にありがとうございました。次回の第5回委員会ですが、2月28日(木)午後3時より、門真市役所別館3階会議室で行います。ご多忙中とは存じますが、ご参加の程よろしくお願い申し上げます。なお、案内につきましては、後日文書にて郵送させていただきます。本日はありがとうございました。